



山形県公報

令和6年3月29日(金)
第490号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(総務厚生課) ……358
- 山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(子ども家庭福祉課) ……359
- 山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(障がい福祉課) ……363
- 山形県産業創造支援センター条例施行規則の一部を改正する規則……………(産業創造振興課) ……370
- 山形県漁港漁場整備法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(水産振興課) ……371
- 山形県立農林大学校条例施行規則等の一部を改正する規則……………(専門職大学整備推進課) ……同
- 山形県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則……………(下水道課) ……375
- 山形県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則等の一部を改正する規則……………(砂防・災害対策課) ……同

訓 令

- 山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……376
- 山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令……………(同) ……同
- 職員の高齢者部分休業に関する規程の一部を改正する訓令……………(同) ……377
- 山形県県有乗用車集中管理規程を廃止する訓令……………(管財課) ……378

告 示

- 指定納付受託者の変更の届出……………(県産品流通戦略課) ……同
- 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の開館時間及び休館日……………(博物館・文化財活用課) ……同
- 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の利用料金……………(同) ……379
- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しを禁止する水域の範囲……………(水産振興課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……380
- 一般国道の供用の開始……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……381
- 一般国道の供用の開始……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……382
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……383
- 同……………(同) ……同
- 平成19年3月県告示第304号(山形県港湾施設の概要)の一部改正……………(空港港湾課) ……同
- 県証紙売りさばき業務の廃止の届出……………(会計局) ……384
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……385
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(同) ……同

議会関係

告示

○山形県議会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程……………同

教育委員会関係

訓令

○山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令……………386

公安委員会関係

規則

○警備業法施行細則等の一部を改正する規則……………同

内水面漁場管理委員会関係

指示

○内水面漁業協同組合別水産動物の増殖数量……………388

○コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限……………391

企業局関係

規程

○山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程……………同

○山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程……………393

○山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程……………394

病院事業局関係

規程

○山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程……………395

公告

○一般競争入札の公告……………（DX推進課）…同

○同……………（同）…397

○同……………（同）…398

○同……………（会計局）…400

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第34号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年2月県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2号中「、同法第66条」を「又は同法第66条」に改め、「又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に收容されている場合」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第35号

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

山形県児童福祉法施行細則（昭和42年3月県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第8号中「第3項」を「第3項並びに第31条の2第1項及び第2項」に改め、同項第13号中「第56条第4項」を「第56条第3項」に、「並びに第31条第2項及び第3項」を「、第31条第2項及び第3項並びに第31条の2第1項及び第2項」に改め、同号を同項第14号とし、同項第12号中「並びに第31条第2項及び第3項」を「、第31条第2項及び第3項並びに第31条の2第1項及び第2項」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号の次に次の1号を加える。

(12) 法第33条の6の3の規定による社会的養護自立支援拠点事業の利用の勧奨に関すること。

第2条第2項第7号中「第56条第4項」を「第56条第3項」に改める。

第2条の2の2を第2条の2の3とする。

第2条の2第1項中「数とする」を「数以上の数とする」に改め、同条を第2条の2の2とし、第2条の次に次の1条を加える。

（心理に関する指導をつかさどる所員の数）

第2条の2 法第12条の3第7項の規定により定める心理に関する指導をつかさどる所員の数は、次条第1項第1号に掲げる業務を行う児童福祉司の数として同号に定める数を2で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。）以上の数とする。

第2条の7第1項第1号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第3条第1項中第46号を第52号とし、第37号から第45号までを6号ずつ繰り下げ、第36号の次に次の6号を加える。

(37) 法第34条の7の2第2項の規定による親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業の開始の届出 親子再統合支援事業（社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業）開始届出書（別記様式第6号の6の2）

(38) 法第34条の7の2第3項の規定による親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業の変更の届出 親子再統合支援事業（社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業）変更届出書（別記様式第6号の6の3）

(39) 法第34条の7の2第4項の規定による親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業の廃止又は休止の届出 親子再統合支援事業（社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業）廃止（休止）届出書（別記様式第6号の6の4）

(40) 法第34条の7の5第2項の規定による妊産婦等生活援助事業の開始の届出 妊産婦等生活援助事業開始届出書（別記様式第6号の6の5）

(41) 法第34条の7の5第3項の規定による妊産婦等生活援助事業の変更の届出 妊産婦等生活援助事業変更届出書（別記様式第6号の6の6）

(42) 法第34条の7の5第4項の規定による妊産婦等生活援助事業の廃止又は休止の届出 妊産婦等生活援助事業廃止（休止）届出書（別記様式第6号の6の7）

第6条第1項第4号中「又は」を「、」に、「第3項」を「第3項又は第31条の2第1項若しくは第2項」に改め、同条第2項第3号中「若しくは第31条第2項」を「、第31条第2項」に、「第3項」を「第3項若しくは第31条の2第1項若しくは第2項」に改める。

第7条中「又は第31条第1項から第3項まで」を「、第31条第1項から第3項まで又は第31条の2第1項若しくは第2項」に改める。

別表第3の備考第3項中「又は」を「、」に、「第3項」を「第3項又は第31条の2第1項若しくは第2項」に改める。

別記様式第6号の6の次に次の6様式を加える。

様式第6号の6の2

山形県知事 殿

年 月 日

事業経営者 氏 名
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

親子再統合支援事業（社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業）
開始届出書

下記のとおり親子再統合支援事業（社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業）を開始するので、児童福祉法第34条の7の2第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 事業の種類及び内容
- 2 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 3 職員の定数及び職務の内容
- 4 主な職員の氏名及び経歴
- 5 当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
- 6 事業開始の予定年月日
- 7 添付書類
 - (1) 条例、定款その他の基本約款
 - (2) 収支予算書
 - (3) 事業計画書
 - (4) その他参考資料

様式第6号の6の3

| | |
|--|--------------|
| <p>山形県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">事業経営者 氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">親子再統合支援事業（社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業） 変更届出書</p> <p>下記のとおり親子再統合支援事業（社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業）の内容を変更したので、児童福祉法第34条の7の2第3項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> | <p>年 月 日</p> |
| 変更が生じた事業の種類 | |
| 変更の日 | 年 月 日 |
| 変更の内容 | |
| 変更の理由 | |
| その他参考事項 | |

様式第6号の6の4

| | |
|---|---------------------------------|
| <p>山形県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">事業経営者 氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">親子再統合支援事業（社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業） 廃止（休止）届出書</p> <p>下記のとおり親子再統合支援事業（社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業）を廃止（休止）するので、児童福祉法第34条の7の2第4項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> | <p>年 月 日</p> |
| 廃止（休止）しようとする事業の種類 | |
| 廃止（休止）しようとする年月日 | |
| 廃止（休止）の理由 | |
| 現に便宜を受けている者に対する措置 | |
| 休止の場合、休止の予定期間 | |
| 添付書類 | 法人においては、廃止又は休止の決議書の写し及び定款その他の規約 |

様式第6号の6の5

年 月 日

山形県知事 殿

事業経営者 氏 名
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

妊産婦等生活援助事業開始届出書

下記のとおり妊産婦等生活援助事業を開始するので、児童福祉法第34条の7の5第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 事業の種類及び内容
- 2 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 3 職員の定数及び職務の内容
- 4 主な職員の氏名及び経歴
- 5 当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
- 6 事業開始の予定年月日
- 7 添付書類
 - (1) 条例、定款その他の基本約款
 - (2) 収支予算書
 - (3) 事業計画書
 - (4) その他参考資料

様式第6号の6の6

年 月 日

山形県知事 殿

事業経営者 氏 名
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

妊産婦等生活援助事業変更届出書

下記のとおり妊産婦等生活援助事業の内容を変更したので、児童福祉法第34条の7の5第3項の規定により届け出ます。

記

| | |
|-------------|-------|
| 変更が生じた事業の種類 | |
| 変更の日 | 年 月 日 |
| 変更の内容 | |
| 変更の理由 | |
| その他参考事項 | |

様式第6号の6の7

| | |
|---|---------------------------------|
| 山形県知事 殿 事業経営者 氏 名 （法人の場合は、名称及び代表者の氏名） 妊産婦等生活援助事業廃止（休止）届出書 下記のとおり妊産婦等生活援助事業を廃止（休止）するので、児童福祉法第34条の7の5第4項の規定により届け出ます。 記 | 年 月 日 |
| 廃止（休止）しようとする事業の種類 | |
| 廃止（休止）しようとする年月日 | |
| 廃止（休止）の理由 | |
| 現に便宜を受けている者に対する措置 | |
| 休止の場合、休止の予定期間 | |
| 添付書類 | 法人においては、廃止又は休止の決議書の写し及び定款その他の規約 |

別記様式第17号中「同条第3項」を「同条第3項、第31条の2第1項、同条第2項」に改め、同様式の注書中「又は」を「、」に、「第3項まで」を「第3項まで又は第31条の2第1項若しくは第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）
- 2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。
別表児童相談所長の項委任事項の欄第1項第1号中「第3項」を「第3項並びに第31条の2第1項及び第2項」に改め、同号ワ中「第56条第4項」を「第56条第3項」に、「並びに第31条第2項及び第3項」を「、第31条第2項及び第3項並びに第31条の2第1項及び第2項」に改め、同号中ワをカとし、同号ヲ中「並びに第31条第2項及び第3項」を「、第31条第2項及び第3項並びに第31条の2第1項及び第2項」に改め、同号中ヲをワとし、ルの次に次のように加える。
 ワ 法第33条の6の3の規定による社会的養護自立支援拠点事業の利用の勧奨に関すること
 別表総合支庁長の項委任事項の欄第4項第1号ト中「第56条第4項」を「第56条第3項」に改める。

山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第36号

山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和55年4月県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項及び第2項中「同条第7項」を「同条第9項」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 法第33条第6項の規定による入院の期間の更新に係る同条第9項の規定による届出は、別記様式第20号の4による届出書を提出して行うものとする。

第18条に次の1項を加える。

- 4 法第33条第9項に規定する同意書の様式は、同条第1項又は第3項後段の規定による措置に係るものにあつては別記様式第21号に、同条第6項の規定による入院の期間の更新に係るものにあつては別記様式第21号の2によるものとする。

第20条第1項中「第33条の7第1項」を「第33条の6第1項」に改め、同条第2項中「第33条の7第2項後段」を「第33条の6第2項後段」に改める。

第20条の2第2項を削る。

別記様式第12号（表）中「訪問指導等」を「訪問支援等」に改める。

別記様式第20号（表）中「第33条第7項」を「第33条第9項」に、

「

| | | | | |
|----------------------|-------|----------|-------|---|
| 家族等の同意により 入院した年月日 | 年 月 日 | 今回の入院年月日 | 年 月 日 | を |
| | | 入院形態 | | |

」

「

| | | | | |
|----------------------|---------|----------|-------|----|
| 家族等の同意により 入院した年月日 | 年 月 日 | 今回の入院年月日 | 年 月 日 | に、 |
| 今回の医療保護入院の 入院期間 | 年 月 日まで | 入院形態 | | |

」

「

| | | |
|------------------------|----|---|
| 入院を必要と認めた 精神保健指定医氏名 | 署名 | を |
|------------------------|----|---|

」

「

| | | |
|------------------------|----|------|
| 入院を必要と認めた 精神保健指定医氏名 | 署名 | に改め、 |
| 選任された退院後 生活環境相談員の氏名 | | |

」

同様式（裏）記載上の留意事項第2項中「第33条の7第2項の」を「第33条の6第2項の」に、「第33条の7第2項入院」を「第33条の6第2項入院」に改め、同記載上の留意事項中第10項を削り、第9項を第10項とし、同記載上の留意事項第8項中「2人目」を「原則として2人目」に改め、同項を同記載上の留意事項第9項とし、同記載上の留意事項中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 今回の医療保護入院の入院期間の欄は、家族等の同意により入院した日から3月を上限とした年月日を記載すること。

別記様式第20号の3（表）中「（第33条第1項・第3項又は第33条第2項・第3項）」を「の」に、「第33条第7項」を「第33条第9項」に改め、同様式（裏）記載上の留意事項第2項中「第33条の7第2項の」を「第33条の6第2項の」に、「第33条の7第2項入院」を「第33条の6第2項入院」に改め、同記載上の留意事項第9項中「2人目」を「原則として2人目」に改め、同記載上の留意事項第11項を次のように改める。

- 11 事後審査委員会意見の欄は、知事への届出時点では記入を要しないが、本様式を院内で記録として保存する際には、記載しておくこと。

別記様式第20号の3の次に次の1様式を加える。

様式第20号の4

年 月 日

山形県知事 殿

病 院 名
所 在 地
管 理 者 名

医療保護入院者の入院期間更新届出書

次の医療保護入院者の入院期間を更新しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第9項の規定により届け出ます。

| | | | | | |
|---|---------------------------|-------|--------------|--------------------|------------------|
| 医 療 保 護 入 院 者 | フリガナ | | | 生 年 月 日 | 年 月 日 生 (満 歳) |
| | 氏 名 | (男・女) | | | |
| | 住 所 | | | | |
| 医 療 保 護 入 院 年 月 日 (第33条第1項・第2項 に よ る 入 院) | 年 月 日 | | | 今 回 の 入 院 年 月 日 | 年 月 日 |
| | | | | 入 院 形 態 | |
| 入 院 届 又 は 前 回 の 入 院 期 間 更 新 届 で の 入 院 期 間 | ～ 年 月 日 年 月 日 | | | 本更新後の 入 院 期 間 | 年 月 日 まで |
| 病 名 | 1 主たる精神障害 | | 2 従たる精神障害 | | 3 身体合併症 |
| | ICDカテゴリー () | | ICDカテゴリー () | | |
| 入 院 又 は 前 回 更 新 日 か ら の 治 療 の 内 容 と、そ の 結 果 (更 新 前 の 入 院 期 間 に 係 る 病 状 又 は 状 態 像 の 経 過 の 概 要) | | | | | |
| 症 状 の 経 過 | 1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向 | | | | |

| | |
|---|---|
| <p>（現在の精神症状）</p> <p>（その他の重要な症状）</p> <p>（問題行動等）</p> | <p>I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他（ ）</p> <p>II 知能（軽度障害、中等度障害、重度障害）</p> <p>III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他（ ）</p> <p>IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他（ ）</p> <p>V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他（ ）</p> <p>VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他（ ）</p> <p>VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他（ ）</p> <p>VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他（ ）</p> <p>IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他（ ）</p> <p>1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存（ ） 4 その他（ ）</p> <p>1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他（ ）</p> |
| <p>（現在の状態像）</p> | <p>1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他（ ）</p> |
| <p>医療保護入院の必要性 〔患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。〕</p> | |
| <p>今後の治療方針（患者本人の病識や治療への意欲を得るための取組等を含む。）</p> | |
| <p>本更新に係る診察の年月日</p> | <p>年 月 日</p> |
| <p>更新が必要と診断した精神保健指定医氏名</p> | <p>署名</p> |
| <p>退院に向けた取組の状況（選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況、医療保護入院者退院支援委員会での審議内容等について記載すること。）</p> | <p>医療保護入院者退院支援委員会での審議が行われた年月日（ 年 月 日）</p> |

| | | | | | |
|--|---|-------|----|----------|---|
| 今回の更新の直前の入院 又は更新に同意をした 家 族 等 | 氏名 | (男・女) | 続柄 | 生年 月日 | 年 月 日生 |
| | | (男・女) | 続柄 | | 年 月 日生 |
| | 住所 | | | | |
| 1 配偶者 2 父母（親権者で ある・ない） 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者（選任年月日 年 月 日） 8 市町村長 | | | | | |
| 今回の更新に同意をした 家 族 等 （上記の家族等と同じ 場合は記載不要） | 氏名 | (男・女) | 続柄 | 生年 月日 | 年 月 日生 |
| | | (男・女) | 続柄 | | 年 月 日生 |
| | 住所 | | | | |
| 1 配偶者 2 父母（親権者で ある・ない） 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者（選任年月日 年 月 日） 8 市町村長 | | | | | |
| 法第33条第8項の規定に 基づき家族等の同意を得た ものとみなした場合は、 そ の 旨 等 | <input type="checkbox"/> 法第33条第8項の規定に基づき、家族等の同意を得たものとみなした | | | | |
| | 家族等へ通知を發した日 | | 年 | 月 | 日 |
| | 家族等に示した回答期限 | | 年 | 月 | 日 |
| (回答期限は、通知を發した日から2週間を経過した日であることに留意) | | | | | |
| 通知をした家族等との連絡等の記録（直近2件） | | | | | |
| | | 年 | 月 | 日 | (<input type="checkbox"/> 面会 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ()) |
| | | 年 | 月 | 日 | (<input type="checkbox"/> 面会 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ()) |

| | |
|-----------|--|
| 審 査 会 意 見 | |
| 県 の 措 置 | |

(裏)

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 内は、今回の更新に当たって行われた精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形式を記載すること。（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第33条第3項又は第33条の6第2項の規定による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」又は「第33条の6第2項入院」と記載すること。）なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 本更新後の入院期間の欄は、医療保護入院者退院支援委員会で審議された入院期間に留意した上で、当該医療保護入院から6月を経過するまでの間は3月、入院から6月を経過した後は6月を上限とした期限を定めて記載すること。
- 4 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数

- か月間に認められたものとし、主として最近の症状に重点を置くこと。
- 5 更新が必要と診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
 - 6 退院に向けた取組の状況の欄については、今回の更新にあたって医療保護入院者退院支援委員会の審議が行われた年月日を記載すること。また、医療保護入院者退院支援委員会審議記録の写しを添付した上で、次に掲げる事項について記載すること。
 - (1) 退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等
 - (2) 地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等
 - (3) 医療保護入院者退院支援委員会での審議内容等
 - 7 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は、原則として2人目を記載すること。
 - 8 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
 - 9 法第33条第8項の規定に基づき家族等の同意を得たものとみなす場合は、「法第33条第8項の規定に基づき家族等の同意を得たものとみなした」にレ点を記入することとし、同意書の添付は不要であること。また、通知をした家族等との連絡等の記録（直近2件）の欄に、直前の入院期間中、通知をした家族等と直近2回の連絡を取った際の年月日及び手段について記載すること（通知をした家族等が親権者である両親である場合は、父又は母のいずれかと直近2回の連絡を取った際の年月日及び手段について記載すること。）。ただし、法第33条第6項の規定による入院の更新に関する同意の通知をした時から更新するまでの間に、当該通知に係る家族等が、次に掲げる事由に該当することを把握した場合には、家族等の同意を得たものとみなすことができないことに留意すること。
 - (1) 法第5条第2項に規定する家族等に該当しなくなったとき
 - (2) 死亡したとき
 - (3) 意思を表示できないとき
 - 10 今回の更新に同意をした家族等の欄に記載がある場合は、法第33条第8項の規定による同意を得たものとみなすことができないことに留意すること。
 - 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。
別記様式第21号中「両親とも」を「原則として両親とも」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第21号の2

医療保護入院期間更新同意書

1 医療保護入院期間の更新に関する同意の対象となる精神障害者本人

| | |
|---------|-------|
| 住 所 | 〒 |
| フリガナ | |
| 氏 名 | |
| 生 年 月 日 | 年 月 日 |

2 医療保護入院期間の更新に関する同意者の申告事項

| | | |
|---------|-------|-------|
| 住 所 | 〒 | 〒 |
| フリガナ | | |
| 氏 名 | | |
| 生 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |

本人との関係

- 1 配偶者 2 父母（親権者である・ない） 3 祖父母等 4 子・孫等
- 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人
- 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者（選任年月日 年 月 日）

なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。

①本人に対して訴訟をしている者又は本人と訴訟をした者並びにその配偶者及び直系血族、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人、③本人に対して虐待等（配偶者暴力、児童虐待、高齢者虐待又は障害者虐待をいう。）を行っている者又は行った者、④精神の機能の障がいにより同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者、⑤未成年者

※親権者が両親の場合は、原則として両親とも記載して下さい。

以上について、事実と相違ないことを確認した上で、1の者について貴病院における入院の期間を更新させることに同意します。

精神科病院管理者 殿

年 月 日

氏 名

別記様式第22号（表）中「訪問指導等」を「訪問支援等」に改める。

別記様式第23号（表）中「（第33条の7第1項）」を削り、「第33条の7第5項」を「第33条の6第5項」に改める。

別記様式第23号の2（表）中「（第33条の7第2項）」を削り、「第33条の7第5項」を「第33条の6第5項」に改め、同様式（裏）記載上の留意事項第8項を次のように改める。

8 事後審査委員会意見の欄は、知事への届出時点では記入を要しないが、本様式を院内で記録として保存する際には、記載しておくこと。

別記様式第23号の3（表）中

| | |
|--------------------------------------|--------------------------|
| 生活歴及び現病歴 〔推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。〕 | (陳述者氏名 続柄) |
| 初回入院期間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 (入院形態) |
| 前回入院期間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 (入院形態) |
| 初回から前回までの入院回数 | 計 回 |
| 過去6か月間（措置入院後3か月の場合は過去3か月間）の仮退院の実績 | 計 回 延日数 日 |

を

| | |
|-----------------------------------|-----------|
| 過去6か月間（措置入院後3か月の場合は過去3か月間）の仮退院の実績 | 計 回 延日数 日 |
|-----------------------------------|-----------|

に、

| | |
|----------------------|---|
| 日常生活の介助 指 導 必 要 性 | i 極めて手間のかかる介助 ii 比較的簡単な介助と指導 iii 生活指導を要する iv その他 () |
|----------------------|---|

を

| | |
|----------------------|---|
| 日常生活の介助 指 導 必 要 性 | i 極めて手間のかかる介助 ii 比較的簡単な介助と指導 iii 生活指導を要する iv その他 () |
|----------------------|---|

| | |
|---|--|
| 退院に向けた取組の状況 〔選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況等について記載すること。〕 | 選任された退院後生活環境相談員 () 地域援助事業者の紹介について本人や家族等からの求め又は必要性の有無（あり・なし） 上記で「あり」の場合の紹介状況 () |
|---|--|

に、

「強制性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に、「診断した」を「診察した」に改め、同様式（裏）記載上の留意事項第2項中「第33条の7第2項の」を「第33条の6第2項の」に、「第33条の7第2項入院」を「第33条の6第2項入院」に改め、同記載上の留意事項第3項から第6項までを削り、同記載上の留意事項第7項中「問題行動等」を「重大な問題行動」に改め、同項を同記載上の留意事項第3項とし、同記載上の留意事項中第8項を第4項とし、第9項を第5項とし、同記載上の留意事項第10項中「診断した」を「診察した」に改め、同項を同記載上の留意事項第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 退院に向けた取組の状況の欄については、退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等や、地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等について記載すること。

別記様式第23号の3（裏）記載上の留意事項中第11項を第8項とする。

別記様式第23号の4を削る。

附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 改正前の別記様式第12号及び別記様式第20号の3から別記様式第23号の2までの規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県産業創造支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第37号

山形県産業創造支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県産業創造支援センター条例施行規則（平成11年5月県規則第58号）の一部を次のように改正する。
別表1施設の項の表中

| | | | | | |
|--|----------|----------|--------|--|-------|
| | 40平方メートル | 104,000円 | 3,400円 | | を |
| | 8平方メートル | 20,800円 | 600円 | | |
| | 40平方メートル | 104,000円 | 3,400円 | | に、 |
| | 40平方メートル | 60,000円 | 2,000円 | | |
| | 8平方メートル | 12,000円 | 400円 | | に改める。 |
| | 40平方メートル | 60,000円 | 2,000円 | | |

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

山形県漁港漁場整備法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第38号

山形県漁港漁場整備法の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県漁港漁場整備法の施行に関する規則（昭和59年3月県規則第20号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

山形県漁港及び漁場の整備等に関する法律の施行に関する規則

第1条中「漁港漁場整備法（）」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律（）」に、「漁港漁場整備法施行令」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令」に、「漁港漁場整備法施行規則」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則」に改める。

別記様式第1号から別記様式第6号までの規定中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

別記様式第7号から別記様式第10号までの規定中「山形県漁港漁場整備法の施行に関する規則」を「山形県漁港及び漁場の整備等に関する法律の施行に関する規則」に改める。

附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

山形県立農林大学校条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第39号

山形県立農林大学校条例施行規則等の一部を改正する規則

（山形県立農林大学校条例施行規則の一部改正）

第1条 山形県立農林大学校条例施行規則（昭和58年2月県規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表中

| | | | | | |
|-------|----|---|--|--|---|
| 教養講座 | 16 | 1 | | | を |
| 英会話 I | 32 | 2 | | | |
| 人間と社会 | 16 | 1 | | | |

| | | | | | | |
|---|----------------------|------------------|----|-----------|---------|----------|
| 「社会と教養 英会話 I | 32 16 | 2 1 | | | | に、 |
| 「英会話 II | | | | 32 | 2 | を |
| 「英会話 II | | | | 16 | 1 | に改め、同別表第 |
| 2項の表中「農林業と経営管理基礎」を「経営管理と法人化」に、 | | | | | | |
| 「農林業生産概論 農業簿記 I | 16 16 | 1 1 | を | | | |
| 「農林業生産とSDGs 農業簿記と経営管理 | 32 32 | 2 2 | に、 | | | |
| 「農林業・環境・GAP講座 マーケティング基礎 6次産業化 卒業論文計画 | 16 16 16 64 | 1 1 1 4 | | | | を |
| 「マーケティング基礎 卒業論文計画 | 32 80 | 2 5 | | | | に、 |
| 「スマート農林業 II マーケティング実践 | | | | 16 40 | 1 1 | を |
| 「マーケティング実践 | | | | 32 | 2 | に、 |
| 「224 14」を「240 15」に、 | | | | | | |
| 「販売管理 農業簿記 II | 32 16 | 2 1 | | | | を |
| 「販売管理 | 32 | 2 | | | | に改め、同別表第 |
| 3項第1号の表中 | | | | | | |
| 「耕畜連携 | 16 | 1 | | | | を |
| 「耕畜連携 農業機械 | 16 16 | 1 1 | | | | に、 |
| 「水稻栽培 II 農業機械 | | | | 32 16 | 2 1 | を |
| 「水稻栽培 II | | | | 32 | 2 | に、 |
| 「稲作生産販売実習 II | | | | 600 | 15 | を |
| 「稲作生産販売実習 II スマート農林業 II（農業） | | | | 600 16 | 15 1 | に改め、同項第2 |

| | | | | | | |
|------|--------------------------------|----------|--------|-----------|---------|-----------|
| 号の表中 | 「農業機械実習 I | 40 | 1 | | | を |
| | 「農業機械 農業機械実習 I | 16 40 | 1 1 | | | に、 |
| | 「果樹栽培 II 農業機械 | | | 64 16 | 4 1 | を |
| | 「果樹栽培 II | | | 64 | 4 | に、 |
| | 「果樹生産販売実習 II | | | 560 | 14 | を |
| | 「果樹生産販売実習 II スマート農林業 II（農業） | | | 560 16 | 14 1 | に改め、同項第 5 |

| | | | | | | |
|------|------------------------------------|----------|--------|-----------|---------|-----------|
| 号の表中 | 「耕畜連携 | 16 | 1 | | | を |
| | 「耕畜連携 農業機械 | 16 16 | 1 1 | | | に、 |
| | 「畜産物流通 農業機械 | | | 16 16 | 1 1 | を |
| | 「畜産物流通 | | | 16 | 1 | に、 |
| | 「乳牛・肉用牛生産販売実習 II | | | 480 | 12 | を |
| | 「乳牛・肉用牛生産販売実習 II スマート農林業 II（農業） | | | 480 16 | 12 1 | に改め、同項第 6 |

| | | | | | | |
|------|------------------|----------|--------|----------|--------|-----------|
| 号の表中 | 「地域食材論 | 32 | 2 | | | を |
| | 「地域食材論 農業機械 | 32 16 | 2 1 | | | に、 |
| | 「食品品質評価実習 | 40 | 1 | | | を |
| | 「食品品質評価演習 | 32 | 2 | | | に、 |
| | 「地域伝統食品論 農業機械 | | | 16 16 | 1 1 | を |
| | 「地域伝統食品論 | | | 16 | 1 | に改め、同項第 7 |

| | | | | | | |
|------|------------|----------|--------|--|--|----|
| 号の表中 | 「樹木 樹木医 | 32 32 | 2 2 | | | を |
| | 「樹木 | 32 | 2 | | | に、 |

| | | | | | |
|---------------|----|---|-----|----|-------|
| 「林産 | 32 | 2 | | | を |
| 「林産 | 32 | 2 | | | に、 |
| 「森林環境 | 32 | 2 | | | |
| 「森林政策 | | | 16 | 1 | を |
| 「森林環境 | | | 32 | 2 | |
| 「森林政策 | | | 16 | 1 | に、 |
| 「森林管理実習Ⅱ | | | 600 | 15 | を |
| 「森林管理実習Ⅱ | | | 600 | 15 | に改める。 |
| 「スマート農林業Ⅱ（林業） | | | 16 | 1 | |

（山形県立農林大学校条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 山形県立農林大学校条例施行規則の一部を改正する規則（令和5年6月県規則第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1第3項第3号の改正規定を次のように改める。

別表第1第3項第3号を次のように改める。

- (3) 野菜・花き経営学科
- イ 野菜コース

| 教 科 目 | 第1学年 | | 第2学年 | |
|--------------|------|-----|------|-----|
| | 時間数 | 単位数 | 時間数 | 単位数 |
| 植物育種 | 16 | 1 | | |
| 野菜作物生理 | 16 | 1 | | |
| 土壌肥料 | 32 | 2 | | |
| 作物病虫害防除 | 16 | 1 | | |
| 野菜栽培Ⅰ | 64 | 4 | | |
| 野菜先進技術論 | 48 | 3 | | |
| 野菜マーケティング演習Ⅰ | 32 | 2 | | |
| 農業機械 | 16 | 1 | | |
| 農業機械実習Ⅰ | 40 | 1 | | |
| 先進園芸施設活用実習Ⅰ | 40 | 1 | | |
| 野菜生産販売実習Ⅰ | 400 | 10 | | |
| 地域協働研究 | 40 | 1 | | |
| 先進農業者等体験学習 | 160 | 4 | | |
| 環境保全と農業 | | | 16 | 1 |
| 野菜病虫害 | | | 16 | 1 |
| 野菜経営 | | | 16 | 1 |
| 野菜栽培Ⅱ | | | 64 | 4 |
| 園芸施設利用 | | | 16 | 1 |
| 野菜マーケティング演習Ⅱ | | | 16 | 1 |
| 先進園芸施設活用実習Ⅱ | | | 40 | 1 |
| 野菜生産販売実習Ⅱ | | | 520 | 13 |
| スマート農林業Ⅱ（農業） | | | 16 | 1 |

ロ 花きコース

| 教 科 目 | 第1学年 | | 第2学年 | |
|--------------|------|-----|------|-----|
| | 時間数 | 単位数 | 時間数 | 単位数 |
| 植物育種 | 16 | 1 | | |
| 花き作物生理 | 16 | 1 | | |
| 土壌肥料 | 32 | 2 | | |
| 作物病虫害防除 | 16 | 1 | | |
| 花き栽培Ⅰ | 64 | 4 | | |
| 花き先進技術論 | 48 | 3 | | |
| 花きマーケティング演習Ⅰ | 32 | 2 | | |
| 農業機械 | 16 | 1 | | |
| 農業機械実習Ⅰ | 40 | 1 | | |
| 先進園芸施設活用実習Ⅰ | 40 | 1 | | |
| 花き生産販売実習Ⅰ | 360 | 9 | | |
| フラワー装飾Ⅰ | 40 | 1 | | |
| 地域協働研究 | 40 | 1 | | |
| 先進農業者等体験学習 | 160 | 4 | | |
| 環境保全と農業 | | | 16 | 1 |
| 花き病虫害 | | | 16 | 1 |
| 花き経営 | | | 16 | 1 |
| 花き栽培Ⅱ | | | 64 | 4 |
| 園芸施設利用 | | | 16 | 1 |
| 花きマーケティング演習Ⅱ | | | 16 | 1 |
| 先進園芸施設活用実習Ⅱ | | | 40 | 1 |
| 花き生産販売実習Ⅱ | | | 480 | 12 |
| フラワー装飾Ⅱ | | | 40 | 1 |
| スマート農林業Ⅱ（農業） | | | 16 | 1 |

附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に山形県立農林大学校に在籍する者に係る科目並びにその時間数及び単位数は、第1条の規定による改正後の山形県立農林大学校条例施行規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第40号

山形県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

山形県流域下水道事業財務規則（令和2年3月県規則第30号）の一部を次のように改正する。
 第39条中「第243条の2の2第1項後段」を「第243条の2の8第1項後段」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

山形県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第41号

山形県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則等の一部を改正する規則

（山形県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部改正）

第1条 山形県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則（昭和44年12月県規則第71号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条中「別記様式第2号」を「別記様式第1号」に改め、同条を第2条とする。

第4条中「別記様式第3号」を「別記様式第2号」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「別記様式第4号」を「別記様式第3号」に、「第3条各号」を「第2条各号」に改め、同条を第4条とする。

第6条第1項中「別記様式第5号」を「別記様式第4号」に、「第3条各号」を「第2条各号」に改め、同条第2項中「別記様式第6号」を「別記様式第5号」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

別記様式第1号を削り、別記様式第2号を別記様式第1号とし、別記様式第3号を別記様式第2号とする。

別記様式第4号中「第5条」を「第4条」に改め、同様式を別記様式第3号とし、別記様式第5号を別記様式第4号とし、別記様式第6号を別記様式第5号とする。

（砂防法施行条例施行規則の一部改正）

第2条 砂防法施行条例施行規則（平成15年3月県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第15条及び別記様式第10号を削る。

（山形県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に関する規則の一部改正）

第3条 山形県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に関する規則（平成16年10月県規則第62号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条第1項中「別記様式第2号」を「別記様式第1号」に改め、同条を第2条とする。

第4条第1項中「別記様式第3号」を「別記様式第2号」に改め、同条第2項中「別記様式第4号」を「別記様式第3号」に改め、同条を第3条とする。

別記様式第1号を削り、別記様式第2号を別記様式第1号とし、別記様式第3号を別記様式第2号とする。

別記様式第4号中「第4条第2項」を「第3条第2項」に改め、同様式を別記様式第3号とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

訓 令

山形県訓令第1号

庁 中
出 先 機 関

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

山形県職員日額旅費支給規程（昭和33年5月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号イ中「5,900円」を「5,250円」に改め、同号ロ中「5,720円」を「5,640円」に改め、同号ハ中「5,610円」を「5,470円」に改め、同条第3号中「8,270円」を「8,830円」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

山形県訓令第2号

庁 中
出 先 機 関

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県職員の人事に関する手続規程（昭和38年8月県訓令第52号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項中「状況を、」を「状況を」に、「いずれに該当させるかについて」を「上位又は下位の段階

に該当させようとする場合は」に改め、同条第2項中「所属職員の」を削り、「状況を、」を「状況を」に、「いずれに該当させるか」を「上位又は下位の段階に該当させようとする所属職員」に改め、同条第3項中「決定された」を「上位又は下位の段階に決定された」に改め、「（勤勉手当の成績率区分が中位の段階である職員以外の職員に係るものに限る。）」を削る。

第34条の3を第34条の4とし、第34条の2の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第34条の3 第13条の2の規定は、会計年度任用職員が勤勉手当の支給を受けることとなる場合に準用する。

別記様式第14号の4中「B・4・1」を「B・4・2」に改め、同様式の注書を削る。

別記様式第14号の5中「B・4・1」を「B・4・2」に改め、同様式の注書を削る。

| | | | | | | | |
|-------------|----------|----|-----------|---|----------|-----------|-------|
| 別記様式第14号の6中 | 成績率区分 | | | を | 成績率区分 | | に改める。 |
| | 特に 良好 | 良好 | 良好で ない | | 特に 良好 | 良好で ない | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

別記様式第14号の7中「B・4・1」を「B・4・2」に、「の成績率区分について」を「について、成績率区分が特に良好又は良好でないに該当する職員」に改める。

別記様式第14号の8中「B・4・1」を「B・4・2」に、「の成績率区分について」を「について、成績率区分が特に良好又は良好でないに該当する職員」に、「成績率区分が良好である職員以外の」を「当該」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

山形県訓令第3号

庁 中
出 先 機 関

職員の高齢者部分休業に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

職員の高齢者部分休業に関する規程の一部を改正する訓令

職員の高齢者部分休業に関する規程（令和5年12月県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第4条を第5条とする。

第3条中「山形県職員等の高齢者部分休業に関する条例（令和5年12月県条例第33号。以下「条例」という。）」を削り、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（退職手当の取扱い）

第3条 山形県職員等の高齢者部分休業に関する条例（令和5年12月県条例第33号。以下「条例」という。）第4条の勤務しなかった期間の計算については、7時間45分をもって1日とし、30日をもって1月とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第4号

庁 中

山形県県有乗用車集中管理規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県県有乗用車集中管理規程を廃止する訓令

山形県県有乗用車集中管理規程（昭和39年3月県訓令第10号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第239号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定により、指定納付受託者から次のとおり届出があった。

令和6年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社トラストバンク
東京都品川区上大崎三丁目1番1号
- 2 指定納付受託者が納付事務を行うことができる歳入
山形応援寄付金（株式会社トラストバンクがインターネットを通じて提供する公金の支払に係るシステムを利用して納付されるものに限る。）
- 3 変更の内容

| 変 更 事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|-----------------|-------------------|------------------|
| 指定納付受託者の事務所の所在地 | 東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号 | 東京都品川区上大崎三丁目1番1号 |

- 4 変更年月日
令和6年1月16日

山形県告示第240号

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例（平成5年3月県条例第27号）第5条第2項の規定により、山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

令和6年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 開館時間
午前9時30分から午後4時30分まで
- 2 休館日
 - (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日（祝日法第2条に規定する憲法記念日、みどりの日、こどもの日及び文化の日を除く。）
 - (2) 月曜日（その日が祝日法第2条に規定するこどもの日又は文化の日であるときは、その翌日）
 - (3) 12月28日から翌年の1月4日までの日（祝日法に規定する休日を除く。）
- 3 適用期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

山形県告示第241号

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例（平成5年3月県条例第27号）第7条第2項の規定により、山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の利用料金を次のとおり承認した。

令和6年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

| 区 分 | | 利用料金 |
|----------------------|--|------------|
| 個人 | 大学の学生及びこれに準ずる者 | 100円 |
| | 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校又は高等学校の生徒及びこれらに準ずる者並びにこれらの者を引率する教員 | 無料 |
| | 身体障害者手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び療育手帳の交付を受けた者並びにこれらの者が観覧するために必要と認められる付添人 | 無料 |
| | 上記以外の者 | 200円 |
| 団体 (20人以上のものに限る。) | 大学の学生及びこれに準ずる者 | 1人につき 70円 |
| | 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校又は高等学校の生徒及びこれらに準ずる者並びにこれらの者を引率する教員 | 無料 |
| | 身体障害者手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び療育手帳の交付を受けた者並びにこれらの者が観覧するために必要と認められる付添人 | 無料 |
| | 上記以外の者 | 1人につき 150円 |

2 適用期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

山形県告示第242号

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限（令和6年3月県内水面漁場管理委員会指示第2号）1の(1)によりコイの持出しを禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

令和6年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 次に掲げる水域を除く天童豊栄床固めから上流の最上川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流
 - (1) 水窪ダムから上流の刈安川、前ヶ沢川及び矢沢川並びにそれらの支流及び当該支流に合流する小支流
 - (2) 東置賜郡川西町大字上小松地内の蓬田頭首工から上流の犬川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流
- 2 米沢市内の松が岬公園の堀
- 3 鍛冶川及び鍛冶川との合流点から下流の地蔵川
- 4 横堀排水路、沼尻排水路及び白竜湖
- 5 東根市内の大木沢沼、堂ノ前沼、龍興寺沼及び光専寺沼
- 6 東根市内の大木沢沼から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
- 7 最上川との合流点から蟬田川との合流点までの大旦川及び大沢川
- 8 村山東根土地改良区の第一号幹線排水路、第二号幹線排水路及び第三号幹線排水路
- 9 東根市大字長瀬地内の二の堀
- 10 新井田川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流並びに豊川

11 鶴岡市熊出地内の赤川頭首工から下流の赤川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流

山形県告示第243号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和6年3月29日から同年4月12日まで縦覧に供する。

令和6年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|---|------|--------------------|---------|
| 西村山郡朝日町大字上郷字深沢向2447番2から 同 長坂2146番1まで | 旧 | 33.0メートル } 11.0 | 151メートル |
| 西村山郡朝日町大字上郷字深沢向2447番6から 同 長坂1番1まで | 新 | 39.2メートル } 14.8 | 同 上 |

山形県告示第244号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和6年3月29日から同年4月12日まで縦覧に供する。

令和6年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 287号
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字杉山字境ノ沢1478番2から
同 北前田500番1まで
- 3 供用開始の期日 令和6年3月29日

山形県告示第245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和6年3月29日から同年4月12日まで縦覧に供する。

令和6年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 287号
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字上郷字深沢向2447番6から
同 長坂1番1まで
- 3 供用開始の期日 令和6年3月29日

山形県告示第246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和6年3月29日から同年4月12日まで縦覧に供する。

令和6年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 344号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|--|------|--------------------|---------|
| 最上郡真室川町大字差首鍋字大向山外34国有林20は林小班から 同 まで | 旧 | 86.7メートル } 21.6 | 232メートル |
| 同 上 | 新 | 86.7メートル } 21.6 | 同 上 |

山形県告示第247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和6年3月29日から同年4月12日まで縦覧に供する。

令和6年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|-------------------------------------|------|--------------------|---------|
| 最上郡大蔵村大字南山字土合1588番9から 同 3354番4まで | 旧 | 56.0メートル } 11.0 | 130メートル |
| 同 上 | 新 | 65.0メートル } 15.0 | 同 上 |

山形県告示第248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和6年3月29日から同年4月12日まで縦覧に供する。

令和6年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 344号
- 2 供用開始の区間 最上郡真室川町大字差首鍋字大向山外34国有林20は林小班から
同 まで
- 3 供用開始の期日 令和6年3月29日

山形県告示第249号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和6年3月29日から同年4月12日まで縦覧に供する。

令和6年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 458号
- 2 供用開始の区間 最上郡大蔵村大字南山字土合1588番9から
同 3354番4まで
- 3 供用開始の期日 令和6年3月29日

山形県告示第250号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和6年3月29日から同4月12日まで縦覧に供する。

令和6年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|---------------------------------|------|-----------------------|--------------------|
| 飽海郡遊佐町小田原字水尻3-4から 同 3-5まで | 旧 | 33.6メートル } 25.9 | メートル } 35 |
| 飽海郡遊佐町遊佐字神子免34から 同 野沢字福ノ内5まで | | 23.5メートル } 6.4 | メートル } 3,019 |
| 飽海郡遊佐町小田原字水尻3-4から 同 3-5まで | 新 | 33.6メートル } 25.9 | メートル } 35 |

山形県告示第251号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和6年3月29日から同年4月12日まで縦覧に供する。

令和6年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 酒田遊佐線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|--|------|----------------------|--------------------|
| 飽海郡遊佐町庄泉字加美田69から 同 遊佐字下タノ川174-1地先まで | 旧 | 46.4メートル } 6.4 | メートル } 2,292 |
| 飽海郡遊佐町庄泉字加美田69地先から 同 遊佐字下タノ川174-1地先まで | 新 | 40.7メートル } 5.5 | メートル } 2,542 |

山形県告示第252号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和6年3月29日から同年4月12日まで縦覧に供する。

令和6年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十里塚遊佐線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|--------------------------------|------|----------------------|-----------|
| 飽海郡遊佐町遊佐字前田11から 同 まで | 旧 | 7.7メートル } 7.0 | 7メートル |
| 飽海郡遊佐町遊佐字前田11から 同 野沢字福ノ内5まで | 新 | 23.1メートル } 7.0 | 1,414メートル |

山形県告示第253号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
天童市大字高楯地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和5年8月21日から令和6年1月31日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第254号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、白鷹町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
西置賜郡白鷹町（民有林及び国有林区域）
- 2 公共測量を実施した期間
令和5年5月23日から令和6年2月29日まで
- 3 作業の種類
公共測量（航空レーザ測量）

山形県告示第255号

平成19年3月県告示第304号（山形県港湾施設の概要）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

なお、関係図面は、県土整備部空港港湾課及び山形県港湾事務所において縦覧に供する。

令和6年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 酒田港(1)第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポット以外の港湾施設の項の

表臨港交通施設Dの項中

| |
|-----------|
| 6.0×446.1 |
|-----------|

 を

| |
|-----------|
| 6.0×448.2 |
|-----------|

 に改め、同表航行補助

施設Eの項中

| | | |
|-----|--|-----|
| -14 | | 6.0 |
|-----|--|-----|

 を

| | | |
|-----|--|-----|
| -14 | | 4.5 |
|-----|--|-----|

 に、

| | | |
|-----|--|-----|
| -16 | | 6.0 |
|-----|--|-----|

 を

「

| | | |
|-----|--|-----|
| -16 | | 4.5 |
|-----|--|-----|

」に改め、同表船舶役務用施設Ⅰの項中

「

| | | | |
|-------------------|----|---|--|
| 水産第1岸壁給水栓 | -5 | 1 | |
| 新井田川右岸-3.0m物揚場給水栓 | -6 | 3 | |

」を

「

| | | | |
|-----------|----|---|--|
| 水産第1岸壁給水栓 | -5 | 1 | |
|-----------|----|---|--|

」に改める。

2 加茂港(1)加茂地区の港湾施設の項の表中

| |
|-------------|
| 4,414平方メートル |
|-------------|

 を

| |
|-------------|
| 4,364平方メートル |
|-------------|

 に改

め、同表に次のように加える。

| | | | | | |
|---------|-----------|------------|-------|----------|--|
| 港湾管理施設N | 港湾管理用資材倉庫 | オイルフェンス格納庫 | N-2-1 | 50平方メートル | |
|---------|-----------|------------|-------|----------|--|

山形県告示第256号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

令和6年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人 | | 売りさばき所の所在地 | 廃止年月日 |
|----------------------------|------------------|------------|-------------|
| 名称及び代表者氏名 | 所在地 | | |
| 株式会社関東自動車学校 代表取締役 齋藤 俊介 | 東田川郡庄内町余目字船塚17-1 | 同 左 | 令和 6. 3. 30 |
| 長井地区食品衛生協会 会長 高橋 剛 | 米沢市金池七丁目1番50号 | 同 左 | 令和 6. 3. 31 |

山形県告示第257号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

令和6年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人 | | 売りさばき所の所在地 | 廃止年月日 |
|--------|--------------------|------------|-------------|
| 氏 名 | 住 所 | | |
| 広川 とし子 | 西置賜郡白鷹町大字下山367番地の3 | 同 左 | 令和 6. 3. 31 |

山形県告示第258号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

令和6年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人 | | 売りさばき所の所在地 | 廃止年月日 |
|--------|--------------|------------|-------------|
| 氏 名 | 住 所 | | |
| 一坂 明廣 | 南陽市赤湯346番地31 | 同 左 | 令和 6. 3. 31 |

山形県告示第259号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第158条又は第158条の2の規定により歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者（以下「歳入事務受託者」という。）」を「指定公金事務取扱者（地方自治法第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）」に、「歳入事務受託者の」を「指定公金事務取扱者の」に改める。

第7条第4項中「歳入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第16条第1項中「令」を「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）」に改める。

附 則

- この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日の前日において現に地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条又は第158条の2の規定により歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けている者に対する改正前の第6条第2項及び第7条第4項の規定の適用については、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例による。

議 会 関 係**告 示****山形県議会告示第3号**

議 会 事 務 局

山形県議会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和6年3月29日

山形県議会議長 森 田 廣

山形県議会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

山形県議会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成19年2月県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「含む」を「含む。ただし、山形県議会会議規則（昭和62年3月県議会規則第1号）、山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）、山形県議会傍聴規則（昭和50年3月県議会規則第2号）及び山形県議会委員会傍聴規程（平成27年県議会告示第1号）に基づくものを除く」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

教育委員会関係

訓 令

山形県教育委員会訓令第2号

局 中
教育機関（県立学校を除く。）

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

山形県教育委員会
教育長 高橋 広樹

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程（昭和51年10月県教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項中「状況を、」を「状況を」に、「いずれに該当させるかについて」を「上位又は下位の段階に該当させようとする場合は」に改め、同条第2項中「が決定」を「が上位又は下位の段階に決定」に改め、「（勤勉手当の成績率区分が中位の段階である職員以外の職員に係るものに限る。）」を削る。

第36条の3を第36条の4とし、第36条の2の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第36条の3 第13条の2の規定は、会計年度任用職員が勤勉手当の支給を受けることとなる場合に準用する。

別記様式第18号の2の注書を削る。

別記様式第18号の3中

| 成績率区分 | | |
|----------|----|-----------|
| 特に 良好 | 良好 | 良好で ない |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

を

| 成績率区分 | |
|----------|-----------|
| 特に 良好 | 良好で ない |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

に改める。

別記様式第18号の4中「の成績率区分について」を「について、成績率区分が特に良好又は良好でないに該当する職員」に改め、「成績率区分が良好である職員以外の」を「該当」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

公安委員会関係

規 則

警備業法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

山形県公安委員会
委員長 柴田 曜 子

山形県公安委員会規則第4号

警備業法施行細則等の一部を改正する規則

（警備業法施行細則の一部改正）

第1条 警備業法施行細則（平成18年1月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「警備業法施行令（昭和57年政令第308号）」を「警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）」に改め、「に定めるもののほか、警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）」を削る。

第2条中「第6条」を「第5条」に改める。

第3条の見出し中「認定証」を「認定」に改める。

第5条の見出し中「認定証返納」を「死亡等」に改め、同条中「第12条第3項」を「第12条第1項及び第2項」に改める。

別記様式第2号中「認定証」を「認定」に改める。

別記様式第3号中

| | | | |
|-------|--|--------|--|
| 認定年月日 | | 認定証の番号 | |
|-------|--|--------|--|

 を

| | |
|-------|--|
| 認定の番号 | |
|-------|--|

 に改める。

別記様式第4号中「認定証返納届出書」を「死亡等届出書」に、「第12条第3項」を「第12条第1項 第12条第2項」に改め、

「」を削り、

| | | | |
|------------------|-------|--------|--|
| 認定証を交付した公安委員会の名称 | 公安委員会 | 認定証の番号 | |
|------------------|-------|--------|--|

 を

| | | | |
|------------|-------|-------|-----|
| 認定をした公安委員会 | 公安委員会 | 認定の番号 | 第 号 |
|------------|-------|-------|-----|

 に、「認定

証返納事由」を「届出書提出事由」に、「認定証を返納する」を「届出書を提出すべき」に改める。

別記様式第5号中「認定証を交付した公安委員会の名称」を「認定をした公安委員会」に、「認定証の番号」を「認定の番号」に改める。

（探偵業の業務の適正化に関する法律の施行に関する規則の一部改正）

第2条 探偵業の業務の適正化に関する法律の施行に関する規則（平成19年6月県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ため」を「ために」に改める。

第5条の見出し中「他」を「他の」に改め、同条第1項中「営業所の届出」を「法第4条第1項の規定による届出書の提出（以下「届出書の提出」という。）」に改め、同条第2項中「探偵業の届出（以下「届出」という。）」を「届出書の提出」に、「届出を」を「届出書の提出を」に、「よるもの」を「より通報するもの」に改め、同条第3項中「探偵業届出証明書の交付を受けている者であることを認知した場合、当該探偵業届出証明書が他の公安委員会の交付に係るものである」を「他の公安委員会に届出書の提出をしている者であることを認知した」に、「通報」を「通報するものと」に改める。

別記様式第6号中「第 条第 項」を「第14条 第15条第1項」に、

| | | | |
|-------|--|---------|--|
| 交付年月日 | | 届出証明書番号 | |
|-------|--|---------|--|

 を

| | |
|----------|--|
| 届出書の受理番号 | |
|----------|--|

 に、「生活安全企画課」を

「 部 課」に改める。

別記様式第7号中「届出証明書の項目」を「届出書の項目」に、

| | |
|---------------|--|
| 交 付 年 月 日 | |
| 届 出 証 明 書 番 号 | |

を

| | |
|-----------------|--|
| 届 出 書 の 受 理 番 号 | |
|-----------------|--|

に改める。

別記様式第9号中「第3項」を「第1項」に、「届出証明書の交付を受け」を「届出書の提出をし」に、「届出証明書交付の」を「届出書を提出している」に、

| | | | |
|-----------|--|---------------|--|
| 交 付 年 月 日 | | 届 出 証 明 書 番 号 | |
|-----------|--|---------------|--|

を

| | |
|-----------------|--|
| 届 出 書 の 受 理 番 号 | |
|-----------------|--|

に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

内水面漁場管理委員会関係

指 示

山形県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、令和6年度の内水面漁業協同組合別水産動物の増殖数量について、次のとおり指示する。

令和6年3月29日

山形県内水面漁場管理委員会

会 長 國 方 敬 司

令和6年度増殖数量指示

| 増殖方法 | | 移殖放流 | | | | | | | | | | | | | | 人工ふ化放流 | | | | 産卵場造成等 | | | | | | | | | |
|-------|-------------|-------|-----|-------------|-----|-----|-----|---------|-----|--------|------------------------|------------------------|--------------|--------------|-------------|-------------|-----------|-------|------------|--------|-------|----------------|----|----|-------------|----------------------------------|------------|---------------------|----|
| 漁協名 | 魚種名 免許番号 | あ | ゆ | うぐい (はや) | こ | い | ふ | な | うなぎ | かじか | さくらます (やまめ) (稚魚) | さくらます (やまめ) (成魚) | にじます (稚魚) | にじます (成魚) | いわな (稚魚) | いわな (成魚) | もくず がに | ひめます | やつめ うなぎ | いわな | わかさぎ | さくらます (やまめ) | あ | ゆ | うぐい (はや) | かじか | やつめ うなぎ | その他 | |
| | | グラム | グラム | グラム | グラム | グラム | グラム | グラム | グラム | グラム | 尾 | グラム | 尾 | グラム | 尾 | グラム | 尾 | 尾 | 尾 | 万粒 | 万粒 | 万粒 | 万粒 | 箇所 | 箇所 | 箇所 | 箇所 | 箇所 | 箇所 |
| 両羽 | 内共第1号 | | | | | | | | | 17,000 | | | | | | 1,000 | | | 500 | | | | | | | 2 | | | |
| 県南 | 内共第2号 | 130 | | 30 | 100 | 50 | | | | | 200 | | 300 | 10,000 | 185 | | | | | 1 | 500 | | | | 8 | 1 | | いわな3 | |
| 西置賜 | 内共第3号 | 400 | | | | 30 | | | | 13,500 | | 1,000 | | 15,000 | 120 | | | | | | 10 | | | | 6 | 8 | | | |
| 最上川一 | 内共第4号 | 700 | | 5 | | 5 | 5 | 1 | | 12,400 | | 1,000 | | 24,500 | | | | | | | | | | | 2 | | | こい2、さくらます(やまめ)1 | |
| | 内共第5号 | | | | 10 | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | 700 | | 5 | 10 | 10 | 5 | 1 | | 12,400 | | 1,000 | | 24,500 | | | | | | | | | | | 2 | | | こい2、さくらます(やまめ)1 | |
| 最上川二 | 内共第6号 | 800 | | | | 95 | | | | 10,000 | | 5,800 | 400 | | 250 | 100 | | | | | | | | 2 | 1 | 1 | | | |
| | 内共第7号 | | | | 50 | 30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 内共第8号 | | | | 50 | 95 | | | | | | | | 20 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | 800 | | | 100 | 220 | | | | 10,000 | | 5,800 | 420 | | 250 | 100 | | | | | | | | 2 | 1 | 1 | | | |
| 丹生川 | 内共第10号 | 200 | | 10 | 20 | | | | | 2,000 | | | 5 | 2,500 | | 300 | | | | | | | | | 7 | 6 | | | |
| 小国川 | 内共第11号 | 3,500 | | | | | 5 | | | 60,000 | | | | 20,000 | | 1,000 | | | | | | | 1 | 9 | 7 | 7 | | | |
| 最北中部 | 内共第12号 | 200 | | | 10 | | | | | 25,000 | | 3,000 | | 25,000 | | 1,000 | | | | | | | | 2 | 2 | 2 | | | |
| 最上 | 内共第13号 | 1,100 | | | | | 3 | | | 50,000 | | | | 20,000 | | 3,000 | | | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | | さくらます(やまめ)6 | |
| 最上川第八 | 内共第14号 | 90 | | | | 5 | | | | 15,000 | | | | 8,000 | | 800 | | | 140 | | | | | | | | | | |
| 赤川 | 内共第15号 | 105 | | | | 2 | | | | 2,000 | | | | 1,000 | | 500 | | | | | | | | | | | | さくらます(やまめ)ほか6 | |
| | 内共第16号 | 295 | | | | 3 | | | | 13,000 | | | 10 | 9,000 | | 2,500 | | | | | 1 | 1 | | | | | | さくらます(やまめ)ほか8 | |
| | 内共第17号 | | | | | | | | | | | | | | | | | 3,000 | | | | | | | | | | いわな3 | |
| | 計 | 400 | | | | 5 | | | | 15,000 | | | 10 | 10,000 | | 3,000 | 3,000 | | | | 1 | 1 | | | | | | いわな3、さくらます(やまめ)ほか14 | |
| 月光川養 | 内共第18号 | 15 | | | | | | | | 8,000 | | | | | 60 | 3,800 | | | | | | | 4 | 2 | 2 | 1 | | | |
| 日向荒瀬 | 内共第19号 | 200 | | | 5 | 5 | | | 3 | 5,000 | | | | 2,500 | | 1,500 | | | | | | | 2 | 2 | 2 | 2 | | | |
| 山戸 | 内共第20号 | 170 | | | | | | | | 5,200 | | | | | | 500 | | | | | | | 9 | 5 | 5 | | | いわな6 | |
| 温海面 | 内共第21号 | 70 | | | | | | | | 2,500 | | | | 2,500 | | 100 | | | | | | | 2 | 1 | 1 | 1 | | いわな1、さくらます(やまめ)2 | |
| | 内共第22号 | 70 | | | | | | | | 2,500 | | | | 2,500 | | 100 | | | | | | | 2 | 2 | 1 | 1 | | いわな1、さくらます(やまめ)2 | |
| | 内共第23号 | 90 | | | | | | | | 2,500 | | | | 2,500 | | 100 | | | | | | | 3 | 2 | 2 | 1 | | いわな1、さくらます(やまめ)2 | |
| | 計 | 230 | | | | | | | | 7,500 | | | | 7,500 | | 300 | | | | | | | 7 | 5 | 4 | 3 | | いわな3、さくらます(やまめ)6 | |
| 小国町 | 内共第24号 | 400 | | | | | | | | 10,000 | | | | | 1,200 | | | | | | 1,000 | | | 6 | 6 | | | わかさぎ1 | |
| 作谷沢 | 内共第25号 | | | | 100 | 100 | 5 | | | | | | | | | | | | | | 600 | | | | | | | こい1、ふな1 | |
| | 内共第26号 | | | | 100 | 100 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | こい1、ふな1 | |
| | 計 | | | | 200 | 200 | 5 | | | | | | | | | | | | | | 600 | | | | | | | こい2、ふな2 | |
| 合計 | | 8,655 | 35 | 425 | 555 | 18 | 4 | 255,600 | 200 | 10,800 | 735 | 145,000 | 1,810 | 16,300 | 3,000 | 640 | 2 | 2,101 | 1 | 27 | 62 | 48 | 17 | | | いわな15、こい4、さくらます(やまめ)21、ふな2、わかさぎ1 | | | |

山形県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

令和6年3月29日

山形県内水面漁場管理委員会
会 長 國 方 敬 司

1 指示の内容

(1) 持出しの禁止

県内の区画漁業権漁場以外の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）がコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあるとして知事が定めた水域（水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限の必要がないと判断される水域を除く。）においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

(2) 放流等の制限

イ 県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合及び捕獲したコイをその場で再び放す場合を除き、コイの放流又は移植を行ってはならない。

ロ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

2 指示の期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

企 業 局 関 係

規 程

山形県企業管理規程第2号

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

山形県企業管理者 沼 澤 好 徳

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程（昭和40年9月県企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「巡視、点検及び検査」を「巡視、点検、検査及びサイバーセキュリティの確保」に、「第18条」を「第18条の2」に改める。

「第4章 巡視、点検及び検査」を「第4章 巡視、点検、検査及びサイバーセキュリティの確保」に改める。

第4章中第18条の次に次の1条を加える。

（サイバーセキュリティの確保）

第18条の2 一般社団法人日本電気協会の定める電力制御システムセキュリティガイドラインに基づき、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保のため適切な措置を講ずるものとする。

別表第3を次のように改める。

別表第3

巡視、点検及び検査の基準

| 設備別 | 巡視 | | 点検・検査 | | | 備考 |
|--------|-------|------|-------|-------|-------------|-------|
| | 機器設備 | 頻度 | 機器設備 | 項目 | 頻度 | |
| 水力発電設備 | 水路工作物 | 1回/月 | ダム | 外観点検 | | 1回/年 |
| | | | | 漏水量測定 | | 3回/月 |
| | | | | 揚圧力測定 | 重力ダム、中空重力ダム | 1回/3月 |
| | | | | 変形測定 | コンクリートダム | 1回/3月 |

| | | | | | | | |
|----------|--------------------------|--------------------------|-----------------------------|--|--|--|--|
| | | | 貯水池 | 予備動力作 動点検 外観点検 堆砂測定 | 高さ70メー トル以上の フィルダム 総容量100 万立方メー トル以上で 高さ15メー トル以上の ダムを有す るもの 上記以外の 設備保安上 必要なもの | 1回／3月 1回／月 1回／年 1回／年 必要の都度 | |
| | | | 水路 | 外部点検 内部点検 水圧鉄管肉 厚測定 | 露出管で20 年以上経過 したもの | 1回／年 1回／3年 1回／6年 | 点検の頻度は、地 形、地質、点検実績 等により、設備保安 上支障がないと認め られるものは減少さ せることができる。 |
| | 電気工作物 （水路工作 物を除く。） | 有人 1回／日 無人 2回／月 | 水車発電機 主要変圧器 主要遮断器 | 外部点検 測定試験 内部点検 外部点検 外部点検 測定試験 内部点検 | | 1回／3年 1回／3年 1回／15年 1回／3年 1回／3年 1回／3年 1回／6年 | ガス及び真空遮断器 の点検頻度は1回／ 6年とする。 ガス及び真空遮断器 の点検頻度は1回／ 12年とする。 ガス及び真空遮断器 の点検頻度は1回／ 12年とする。 |
| 送電 設備 | 電気工作物 | 1回／3月 | 支持物、電 線 | 外観点検 | 鉄塔、鉄柱 線路 コン柱、パ ンザ線路 | 1回／5年 1回／4年 | 巡視の頻度は、地 形、地質、点検実績 等により、設備保安 上支障がないと認め られるものは減少さ せることができる。 |

| | | | | | | | |
|-----------|-------|------|------------|--------------|---------------------------|----------------|--|
| | | | 碍子 | 不良けんすい碍子点検 | 昭和25年以降取付けの碍子（170キロボルト未満） | 1回／5年 | |
| | | | ケーブル終端部 | 外観点検 | | 1回／3年 | |
| | | | 管路マンホール | 内部点検 | | 1回／3年 | |
| | | | 暗きよ | 内部点検 | | 1回／3年 | |
| 配電設備 | 電気工作物 | 1回／年 | 接地装置 | 測定試験 | B種接地抵抗 | 1回／5年 | |
| 電力用保安通信設備 | 電気工作物 | 1回／年 | 通信線路及び無線装置 | 測定試験 | | 1回／3年 | |
| 需要設備 | 電気工作物 | 1回／月 | 主要機器 | 外部点検 測定試験 | | 1回／2年 1回／4年 | |
| | | | 電路 | 測定試験 | | 1回／2年 | |
| 太陽光発電設備 | 電気工作物 | 1回／月 | 太陽電池アレイ | 外観点検 | | 1回／1年 | |
| | | | パワーコンディショナ | 外観点検 測定試験 | | 1回／1年 1回／1年 | |
| 風力発電設備 | 電気工作物 | 1回／月 | 風車発電機 | 外部点検 測定試験 | | 1回／1年 1回／1年 | |
| | | | 主要変圧器 | 内部点検 | | 1回／1年 | |
| | | | 主要遮断器 | 外部点検 | | 1回／3年 | |
| | | | | 外部点検 | | 1回／3年 | |
| | | | | 測定試験 | | 1回／3年 | |
| | | | | 内部点検 | | 1回／6年 | |

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第3号

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

山形県企業管理者 沼 澤 好 徳

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程

山形県公営企業財務規程（昭和53年4月県企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第41条及び第42条を次のように改める。

第41条及び第42条 削除

第44条第3項中「第32条第2項」を「第32条」に改める。

第45条中「ときは、受託者証を返納させるとともに」を「とき（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の3第1項の規定により指定を取り消したときを除く。）は」に改める。

第113条第1項中「（昭和27年法律第292号）」を削る。

第125条第1項中「第21条の15」を「第21条の14」に改める。

第137条の2第1項中「第21条の14第1項第1号」を「第21条の13第1項第1号」に改め、同条第2項中「第21

条の14第1項第3号」を「第21条の13第1項第3号」に改める。

第144条第1項中「第21条の15」を「第21条の14」に改める。

第147条第1項中「（昭和22年法律第67号）」を削る。

第150条第1項中「第243条の2の2第1項」を「第243条の2の8第1項」に改める。

別記様式第43号を次のように改める。

様式第43号 削除

別記様式第59号中「第243条の2第1項」を「第243条の2の8第1項」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

山形県企業管理規程第4号

山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

山形県企業管理者 沼澤好徳

山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の人事に関する手続規程（平成22年3月県企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項中「状況を、」を「状況を」に、「いずれに該当させるかについて」を「上位又は下位の段階に該当させようとする場合は」に改め、同条第2項中「決定された」を「上位又は下位の段階に決定された」に改め、「（勤勉手当の成績率区分が中位の段階である職員以外の職員に係るものに限る。）」を削る。

第39条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第39条の2 第13条の2の規定は、会計年度任用職員が勤勉手当の支給を受けることとなる場合に準用する。

別記様式第19号の2の注書を削る。

別記様式第19号の3中

| 成績率区分 | | |
|-------|----|-------|
| 特に良好 | 良好 | 良好でない |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

を

| 成績率区分 | |
|-------|-------|
| 特に良好 | 良好でない |
| | |
| | |
| | |
| | |

に改める。

別記様式第19号の4中「の成績率区分について」を「について、成績率区分が特に良好又は良好でないに該当する職員」に改め、「成績率区分が良好である職員以外の」を「当該」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

病院事業局関係

規程

山形県病院事業管理規程第3号

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

山形県病院事業管理者 大澤賢史

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程（平成15年3月県病院事業管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項中「状況を、」を「状況を」に、「いずれに該当させるかについて」を「上位又は下位の段階に該当させようとする場合は」に改め、同条第2項中「決定された」を「上位又は下位の段階に決定された」に改め、「（勤勉手当の成績率区分が中位の段階である職員以外の職員に係るものに限る。）」を削る。

第42条の3を第42条の4とし、第42条の2の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第42条の3 第13条の2の規定は、会計年度任用職員が勤勉手当の支給を受けることとなる場合に準用する。

別記様式第20号の1の注書を削る。

| | | | | | | | |
|-------------|-------|----|-------|---|-------|-------|-------|
| 別記様式第20号の2中 | 成績率区分 | | | を | 成績率区分 | | に改める。 |
| | 特に良好 | 良好 | 良好でない | | 特に良好 | 良好でない | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

別記様式第20号の3中「の成績率区分について」を「について、成績率区分が特に良好又は良好でないに該当する職員」に改め、「成績率区分が良好である職員以外の」を「当該」に改める。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次期山形県大規模システム統合基盤に係る第二次導入分機器等調達及び保守業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年3月29日

山形県知事 吉村美栄子

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ミーティングルーム（15階）

(2) 日時 令和6年5月10日（金） 午前11時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量 次期山形県大規模システム統合基盤に係る第二次導入分機器等調達及び保守業務 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 契約締結の日から令和11年6月30日まで

(4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 令和6年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和6年1月30日付け県公報第474号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県みらい企画創造部DX推進課デジタル基盤整備担当

電話番号023(630)2094

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和6年4月19日（金）午後3時まで山形県みらい企画創造部DX推進課デジタル基盤整備担当に提出するとともに、併せて2の(1)の役務の仕様に適合するものと

して作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）を提出すること。この場合において、これらの書類を提出した者は、入札日の前日までに当該書類に関し説明又は協議を求められた場合は、これに応じるものとする。

- (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Supply and maintenance of secondary installation equipment for the Yamagata Prefectural Government's mission-critical system integration infrastructure for the next term: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. May 10, 2024
- (3) Contact point for the notice: DX Promotion Division, Department for Innovation, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken, 990-8570, Japan TEL 023 (630) 2094

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県給与等システム及び総務事務システム等に係る特定ソフトウェア調達及び保守業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ミーティングルーム（15階）
- (2) 日時 令和6年5月13日（月） 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県給与等システム及び総務事務システム等に係る特定ソフトウェア調達及び保守業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和11年6月30日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和6年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和6年1月30日付け県公報第474号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同

じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県みらい企画創造部DX推進課デジタル基盤整備担当
電話番号023(630)2094

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和6年4月19日（金）午後3時までに山形県みらい企画創造部DX推進課デジタル基盤整備担当に提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Supply and maintenance of specified software for the Yamagata Prefectural information system for personnel, wage and benefits and the Yamagata Prefectural Government's general affairs office work systems: 1 set

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. May 13, 2024

(3) Contact point for the notice: DX Promotion Division, Department for Inovation, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2094

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県税務総合電算システムに係る特定ソフトウェア調達及び保守業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ミーティングルーム（15階）

(2) 日時 令和6年5月13日（月） 午後3時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県税務総合電算システムに係る特定ソフトウェア調達及び保守業務一式
 - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 契約期間 契約締結の日から令和11年6月30日まで
 - (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
 - (2) 令和6年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和6年1月30日付け県公報第474号）により公示された資格を有すること。
 - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県みらい企画創造部DX推進課デジタル基盤整備担当
電話番号023(630)2094
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和6年4月19日（金）午後3時までに山形県みらい企画創造部DX推進課デジタル基盤整備担当に提出すること。
 - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報情報の保護に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る

次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Supply and maintenance of specified software for the Yamagata Prefectural Tax Computer System: 1 set

(2) Time-limit for tender: 3:00 P.M. May 13, 2024

(3) Contact point for the notice: DX Promotion Division, Department for Innovation, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2094

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ノート型パソコン及びデスクトップ型パソコンの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）

(2) 日時 令和6年5月9日（木） 午前10時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量

イ ノート型パソコン 2,908台

ロ デスクトップ型パソコン 350台

(2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 仕様書による。

(4) 納入場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県みらい企画創造部DX推進課分室（15階）

(5) 入札方法 (1)のイ及びロの総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 令和6年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和6年1月30日付け県公報第474号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2718
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ (<https://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和6年4月19日（金）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月12日（金）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出するとともに、併せて2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。
 - (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
 - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
 - (4) この入札により調達をする物品の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。
 - (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
 - (6) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 - ① Notebook personal computers : 2,908
 - ② Desktop computers : 350
 - (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. May 9, 2024
 - (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2718

令和6年3月29日印刷 発行所 山形県庁
令和6年3月29日発行 発行人 山形県